

## 離婚する前に知っておきたいこと

離婚の種類	
協議離婚	お互いに話し合い、双方が納得して離婚届を提出すれば離婚は成立します。協議内容などは口約束ではなく、公証役場で公正証書にしておくようにしましょう。
調停離婚	当事者間で話し合いがつかないとき、家庭裁判所の調停委員会（裁判官と調停委員）が間に入り、双方の話し合いを進める方法です。合意に至れば調停調書が作成され、調停成立後10日以内に離婚届を提出します。
裁判離婚	調停では合意に至らない場合、家庭裁判所に離婚請求の裁判（訴訟）をすることができます。裁判官によって離婚の判決が出て、確定後10日以内に離婚届を提出します。

離婚時に決めておくこと	
親権者	親権者は、未成年の子どもを監護・教育し、子ども名義の財産がある場合には、これを管理することになります。これに加え、親権には、子どもが契約する場合の「法廷代理人」の立場も含まれています。
子の氏変更 (名字)	親の離婚後の子どもの氏は、離婚前と同じです。離婚して氏が変わった親と同じ氏にしたいという場合は、子の氏変更手続きが必要です。変更するには、家庭裁判所へ申立てをし、許可が出た後戸籍の届出が必要です。
養育費	養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。子どもが自立するまで要する費用で、生活に必要な経費、教育費、医療費などです。父母共に親権の有無に関わらず、子どもを育てる責任があり、養育費を分担する義務があります。子どもの養育費を確実に受け取るためには、養育費に関する取り決めをして、公式な文書に残しておくことが必要です。
面会交流	離婚後に、子どもと離れて暮らす親と子どもが会ったり、電話をしたり、手紙を送ったりして、定期的に交流を持つことです。面会交流が円滑に行われるためには、父母は十分に子どもの利益が図られるようお互いに協力する必要があります。このため、父母は離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。
財産分与	離婚するとき、夫婦が協力して得た財産を公平に分配することです。財産分与は、離婚後2年を経過すると請求できなくなります。また、借金などマイナスの財産も対象となりますので、注意が必要です。
慰謝料	夫婦の一方の有責行為（不法行為）のため、離婚することになった場合には、慰謝料を請求できる場合があります。
年金分割	厚生年金や共済年金に加入している場合、婚姻期間中の厚生年金記録等を当事者間で分割し年金受給額に反映させる制度です。夫婦ともに国民年金被保険者の場合は対象外となります。年金分割は、離婚後2年を経過すると請求ができなくなりますので、注意が必要です。

# ライフステージからみた子育てのための主な支援

子どもの年齢	就学前 (0～6歳)	小学校 (～12歳)	中学校 (～15歳)	高校 (～18歳)	大学等 (18歳～)	
経済支援	手当	児童手当				
		児童扶養手当				
		特別児童扶養手当				
	医療費	乳幼児医療費助成制度	子ども医療費助成制度			
		ひとり親医療費助成制度				
	貸付	母子父子寡婦福祉資金の貸付				
子育て支援	預け先	保育園 特別保育	地域学童保育			
		ファミリー・サポート・センター				
		病児・病後児保育				
	教育費・助成		就学援助	高等学校奨学金	大学奨学金	
子どもの発達	宇部市子育て世代包括支援センターUbe ハピ					